

別表一(一) 普通法人・特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十九・四・一以後終了事業年度等分

御注意		平成 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	* 青色申告	一連番号							
納稅地		税務署長殿		事業種目					整理番号								
(フリガナ)		電話( ) -		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人等			事業年度(年)								
法人名				同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの					兆	十億							
法人番号				同非区分	持定 同族会社	同族会社	非同族会社			壳上金額							
(フリガナ)				一般社団・財團法人のうち	非営利型法人に該当するもの	法	人			申告年月日							
代表者自署押印				経理責任者自署押印			(印)			通信印	確認印	府指定	局指定	指導等	区分		
代表者住所				旧納稅地及び旧法人名等						年月日							
				添付書類						申告区分							
										法人税	中間	期間	修正	地方法人税	中間	期間	修正

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 事業年度分の法人税  
平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 課税事業年度分の地方法人税

申告書  
申告書

翌年以降送付要否  否  有  無

税理士法第30条の書面提出有  有  無

税理士法第33条の2の書面提出有  有  無

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額(別表四「48の①」)	1	十億	百万	千	円	控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	十億	百万	千	円
法人税額(54)又は(55)	2						外國税額(別表六(二)「20」)	17				
法人税額の特別控除額(54)又は(55)のうち、次の(1)から(3)までのいわゆる完全支配関係がある法人に該当することとなる法人の(2)において「受託法人」といいます。	3						計(16)+(17)	18				
連続納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5						控除した金額(12)	19				
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」別表三(三)「20」)	6		0	0	0		控除しきれなかった金額(18)-(19)	20				
同上に対する税額(21)+(22)+(23)	7											
課税留保金額(別表三(一)「41」)	8		0	0	0							
同上に対する税額(別表三(一)「49」)	9			0	0							
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	10											
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11											
控除税額((10)-(11))と(18)のうち少ない金額	12											
差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)	13		0	0								
中間申告分の法人税額	14		0	0								
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの(13)-(14)の場合は、(25)へ記入)	15		0	0								

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準の控除額(別表六(二)「50」)	38					この申告による還付金額(41)-(40)	外	43				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39											
差引地方法人税額(37)-(38)-(39)	40		0	0								
中間申告分の地方法人税額	41		0	0								
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの(40)-(41)の場合は、(43)へ記入)	42		0	0								

法 0301-0101

税理士署名押印

1 期末の資本の額又は出資の額が5億円以上である法人の(1)から(3)までのいわゆる完全支配関係がある法人に該当することとなる法人の(2)において「受託法人」といいます。  
2 期末の資本の額が5億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1)に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。)に該当する場合に記載します。